

## 豊川市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、豊川市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号に定める福祉有償運送(以下「福祉有償運送」という。)について、その必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(主宰)

第3条 協議会は、豊川市が主宰する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価及び旅客の範囲並びに輸送の安全の確保及び利用者利便の確保措置に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 豊川市長が指名する職員
- (2) 豊川市を営業区域に含むタクシー事業者及びその組織する団体に所属する者
- (3) 福祉有償運送の利用が想定される者
- (4) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員
- (5) 関係するタクシー事業者の運転者が組織する団体に所属する者
- (6) 豊川市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等(以下「NPO等」という。)の団体に所属する者
- (7) 学識経験者その他豊川市が必要と認める者

2 委員は市長が委嘱又は任命する。

3 福祉有償運送事業の運営主体となるNPO等の代表は、事業実施責任主体として意見を述べ、運営状況等について報告するために、オブザーバーとして協議会に参加させることができる。

(会長及び会長の職務代理)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長及び会長があらかじめ指名した者が協議して決定するところによる。ただし、第5条第1項第6号に掲げる委員は、自ら行う福祉有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。
- 3 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、会長及び副会長である場合を除いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 4 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、合議及び表決を委任することができる。
- 5 前2項の規定により、代理人を出席させた委員又は委任状を提出した委員は、第1項及び第3項の適用については、協議会に出席したものとみなす。
- 6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 7 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報取り扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。
- 8 福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(福祉有償運送に係る相談又は通報窓口)

豊川市役所福祉部地域福祉課

連絡先：電話 (0533) 95-0231

FAX (0533) 89-2137

(開催)

第9条 協議会は、次の場合に開催する。

- (1) 福祉有償運送登録及び更新の申請が行われる場合
- (2) 福祉有償運送に関して重大な事故等、問題が発生した場合
- (3) その他福祉有償運送事業の適正実施に必要な場合

(事務局)

第10条 この協議会の事務局を豊川市福祉部地域福祉課に置く。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取り扱い)

第12条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに愛知運輸支局へ申請を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月10日から施行する。

2 この要綱の施行後最初の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。